

学 習 院 大 学 学 則

昭和60年4月1日
施行

改正	昭和60年5月27日	昭和60年10月31日
	昭和61年4月1日	昭和62年4月1日
	昭和63年4月1日	平成元年4月1日
	平成元年6月1日	平成元年10月27日
	平成2年4月1日	平成2年5月30日
	平成3年4月1日	平成3年10月30日
	平成4年4月1日	平成4年10月30日
	平成5年4月1日	平成5年10月29日
	平成6年3月28日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	

第1章 総則

第1条 本大学は、総記の精神に基づき精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 本大学は、学習院大学と称する。

第3条 本大学は、東京都豊島区目白1丁目5番1号に置く。

第2章 学部・学科の組織及び教育研究上の目的

第4条 本大学に、法学部・経済学部・文学部・理学部・国際社会科学部の5学部を置く。

第5条 法学部に法学科・政治学科

経済学部には経済学科・経営学科

文学部に哲学科・史学科・日本語日本文学科・英語英米文化学科・ドイツ語圏文化学科・フランス語圏文化学科・心理学科・教育学科

理学部に物理学科・化学科・数学科・生命科学科

国際社会科学部に国際社会科学科

を置く。

第5条の2 本大学各学部・学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 法学部における教育の目的は、法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力を養うことにある。すなわち、温かい人間性を涵養しつつ、たえず真理を追求する気持ちを失わずに、自分で問題を発見し、検討し、適切な判断ができる能力を持った人材を、少人数教育を通して育成する。

法学科は、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的な争いの解決について学び、幅広い教養と国際感覚に基づいたリーガル・マインドを身につけ、社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マ

インドを存分に発揮して活躍する優れた人材を育成する。

政治学科は、政治学・社会学の様々な科目を学ぶことを通じて、社会に対する深い洞察力と幅広い教養を備え、高い指導力と問題解決能力を持った人材を育成する。

二 経済学部は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済・経営問題を主体的に捉え、自ら調べ、解決する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経済学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済問題に対して、理論的理解、実証的把握、政策課題の設定、有効な解決策の検討等の諸側面にわたる能力を身につけ、諸課題に主体的に取り組む積極性を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経営学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経営問題に対して、理論的な知識や実証的手法を身につけ、経営及び関連する制度上の諸課題について自ら問題を設定・分析する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

三 文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにある。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的とする。

哲学科は、東西の哲学・思想史及び美学・美術史の領域における知識と考え方を教え、学生が各々の研究課題を自立的に追究できるよう指導することによって、専門知識を生かして活動する人材の育成はもとより、広くよりよく生きる力としての教養と思索力を身につけた社会人の育成を目指す。

史学科は、歴史学が蓄積してきた成果を受け継ぐとともに、あらたな時代の要請に応えられる歴史研究を目指し、学生には文献など諸資料の分析をつうじて自主的な歴史のとらえ方を身につけさせるとともに、現代社会の状況に的確かつ柔軟に対応できる思考力を備えた人材の育成を目指す。

日本語日本文学科は、古代から現代までの日本語・日本文学・日本文化、国際的な視野に基づいた日本語教育・言語学などに関する授業を通して、実証的で堅実な研究方法を身につけるとともに、創意に満ちた国際的な感覚や学際的な関心を持った人材の育成を目指す。

英語英米文化学科は、4技能にわたる高度で包括的な英語運用能力を養成し、英語圏の文化や社会に関する知識を習得させ、グローバル社会で要請される思考力、判断力及び自己表現能力を発展させるとともに、英語及び英語圏文化の研究によって、今後さらに速まるであろう英語ベースの情報化社会への対応能力のある人材を育成する。

ドイツ語圏文化学科の教育目標は、高いレベルのドイツ語運用能力を養成するとともに、ドイツ語圏における文化的・社会的事象の研究を通して新たな視座を形成することにある。それにより批判的に物事を捉え、自立した問題解決能力・自己表現能力を身につけた人材の育成を目指す。

フランス語圏文化学科の教育目標は、高度な語学力をもとにフランス語圏の文化の多角的な研究を通して、多様な価値観を持つ世界の中に自らを位置づける視野を獲得させることにある。専門性を活用しつつ、複雑化する社会の中で、自立的に世界を切り拓いて行ける人材を育成することを目指す。

心理学科は、心理学の幅広い知識と思考・研究方法を身につけた上で、学生が自らの関心に沿ってテーマを選択し、自立的に研究を進めることができる能力を育むことによって、心理学的な視点で問題解決することができる人材を育成する。

教育学科の教育目標は、教育及び社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探求・研究することである。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指す。

四 理学部は、教育においては、物事の根本を論理的・実証的に分析・考察する能力、その結果を総合し実地に活かす技能、考えや知識を他人に的確に伝える技術を備えた人材を育成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学科は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決能力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会においてもリーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成する。研究においては、独創性に主眼をおき、深遠である自然法

則に対する強い探究心をもって、英知を開くことを目指す。

化学科は、物質を構成する原子や分子の構造、性質、反応などについての科学的思考力の養成及び実験技術の教育を行い、社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、化学の幅広い分野の基礎研究や応用研究を通して、科学の発展に貢献することを目指す。

数学科は、数学を理解する上で重要な論理的思考力・計算力を養成する教育を行い、数学探究の実践から得られる論理的な洞察力を身につけて社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、数学の幅広い分野の研究を通して、文化と科学の発展に貢献することを目指す。

生命科学科は、生物を構成する分子と細胞、さらには生物個体について、それらの構造、機能、相互作用などの教育を通して、生命現象を深く理解する人材を育成する。研究においては、生命科学の幅広い分野の基礎及び応用研究を通して、科学の進歩と社会の発展に貢献することを目指す。

五 国際社会科学部は、広い視野から国際的な発想ができることを活かして、国際的なビジネスで活躍できる人材を育成することを基本の目的とする。社会科学と語学教育を融合させたカリキュラムにより、グローバルな問題を理解し探究するための社会科学的な基礎学力を育み、また、それを活かしてグローバル環境において活躍できるコミュニケーション能力を育むことを目指す。研究においては、国際間の違いが、経済的・社会的な活動に大きな影響を持っていることを、社会を分析する様々な視点から理解することで、諸問題への解決策を考えることを目指す。

第6条 各学部及び学科の収容定員は、次の通りとする。

学部・学科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
法学部	480	1,920
法学科	250	1,000
政治学科	230	920
経済学部	500	2,000
経済学科	250	1,000
経営学科	250	1,000
文学部	675	2,700
哲学科	95	380
史学科	95	380
日本語日本文学科	115	460
英語英米文化学科	115	460
ドイツ語圏文化学科	50	200
フランス語圏文化学科	65	260
心理学科	90	360
教育学科	50	200
理学部	210	840
物理学科	48	192
化学科	54	216
数学科	60	240
生命科学科	48	192
国際社会科学部	200	800
国際社会科学科	200	800
計	2,065	8,260

第3章 大学院及び専門職大学院

第7条 本大学に大学院及び専門職大学院を置く。

2 大学院については、学習院大学大学院学則の定めるところによる。

3 専門職大学院については、学習院大学専門職大学院学則の定めるところによる。

第4章 教育課程

第8条 本大学の修業年限は4年とする。

第9条 授業科目は、以下のとおりとする。

一 全学共通科目

- 二 専門科目
 - 三 教職に関する科目
 - 四 博物館に関する科目
- 2 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の属する学部の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。
- 3 授業科目は、各学部の履修規定の定めるところにより必修科目、選択科目、自由科目又は随意科目のいずれかとして指定される。
- 第10条 各学部は、履修規定によって、授業科目の履修年次を指定することができる。
- 2 各学部は、履修規定によって、特定の科目の履修について、一定の科目を履修済みであること又は一定の単位を修得していることを条件とすることができる。
- 第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。
- 一 講義（外国語を除く）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 講義（外国語を除く）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 5 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 6 各授業科目の授業は、13週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、別に定める期間において授業を行うことができる。
- 第12条 全学共通科目は、各学部学科における専門教育を補完し、専門教育の成果に深みと幅を与え、学生の在学中と卒業後の生活の充実に資するために、すべての学生に推奨するに値する科目をいう。その種類及び単位数は、附表1の通りとする。
- 2 専門科目は、各学部学科の教育上の目的を達成するために必要な科目及びそのために有用な科目をいう。その種類及び単位数は、附表2の通りとする。
- 第13条 学生の修得すべき総単位数は、124単位から136単位の範囲内で各学部が定める。
- 2 前項の単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 学生の修得すべき必修科目及び選択科目の単位数は、各学部の履修規定の定めるところによる。
- 4 第1項の単位数に算入される自由科目の単位数又は科目数の上限は、各学部の履修規定の定めるところによる。
- 5 随意科目として修得した単位は、上記各項に規定する単位数には算入しない。
- 第14条 本大学は、教育上有益と認めるときは、各学部が別に定めるところにより、次の各号に定める履修又は学修を本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。
- 一 在学中の学生による次に定める他大学等の履修又は学修
 - ア 国内の他の大学又は短期大学における履修
 - イ 外国の大学への留学の許可を得た者の留学した大学における履修
 - ウ 許可を得て本大学の休業期間中に渡航した者の外国の大学における履修
 - エ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修
 - 二 新たに本大学の第1年次に入学した学生による次に定める入学前の履修又は学修
 - ア 国内の大学又は短期大学における履修（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 - イ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

第15条 前条に基づき本大学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、それぞれ次の各号に定める単位数を上限とし、合計60単位を限度とする。

一 前条第1号ア及びエにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して30単位を限度とする。

二 前条第1号イ及びウにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して60単位を限度とする。

三 前条第2号により算入することができる単位数は、30単位を限度とする。

2 前項に定める上限60単位には、本大学において修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む。）は含まないものとする。

第16条 授業科目の履修方法は、各学部の履修規定で定める。

第17条 本大学に、教育職員免許法に基づき、教職課程を置く。

第17条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、各学部の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第18条 本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学部・学科		免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法学科	社会	公民
	政治学科	社会	公民
経済学部	経済学科	社会	公民
	経営学科	社会	公民・情報
文学部	哲学科	社会	公民
	史学科	社会	地理歴史
	日本語日本文学科	国語	国語・書道
	英語英米文化学科	外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語圏文化学科	外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス語圏文化学科	外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
	心理学科	職業指導	職業指導
理学部	物理学科	理科	理科
	化学科	理科	理科
	数学科	数学	数学
	生命科学科	理科	理科
国際社会科学部	国際社会科学科	社会	公民

学部・学科		免許状の種類
文学部	教育学科	小学校教諭一種免許状

第19条 教職に関する科目は、文学部に置く。

2 教職に関する科目の種類及び単位数は、附表3の通りとする。

第20条 本大学に、学芸員課程を置く。

2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本大学に博物館に関する科目を設ける。

第21条 博物館に関する科目は、文学部に置く。

2 博物館に関する科目及び単位数は、附表4の通りとする。

第22条 授業科目の配置、授業時間数及び授業担当者は、学年の始めに発表する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第23条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

第24条 本章に規定する正規の授業のほか、随時に課外講義、公開講義又は講習会を開催する。

第5章 入学、休学、留学、退学及び転部・転科その他

第25条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第26条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - キ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ク 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第27条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学習院高等科及び学習院女子高等科の卒業者は、別に定めるところにより、当該高等科長の推薦に基づき入学を許可する。

第28条 削除

第29条 本大学に編入学を志願する者については、選考の上入学を許可することがある。この場合において、第8条に定める修業年限を短縮することができる。

2 本大学に編入学できる者の資格、選考及び既修得単位の認定については、別に定めるところによる。

第30条 本大学に入学を志願する者は、所定の手続をふみ、かつ別表1に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 編入学についても前項に準ずる。

3 既納の入学検定料は返付しない。

第31条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人を定め、別表1に定める入学金及び別表2に定める授業料、施設設備費その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 既納の入学金、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期日までに願い出たときは、既納の授業料、施設設備費その他の納付金を返付することがある。

3 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費その他の納付金の納入についての細目は、別に定めるところによる。

第32条 保証人は父若しくは母又はこれに代り、保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

2 保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する事項について一切の責に任ずるものとする。

第33条 入学後1年以上を経た者が、転部若しくは転科を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第34条 本大学を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた学科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第30条第1項及び第3項並びに第31条の規定を準用する。

第35条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに1年間休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 編入学の者についても前項の規定を適用する。

第36条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第37条 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第38条 休学に関して第35条ないし第37条に定めるほかは、別に定めるところによる。

第39条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第40条 削除

第41条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間を限度とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、第14条及び第15条に定めるところによる。

5 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学における授業料（在籍料を除く。）、施設設備費及び研究実験費を減免する。

6 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

7 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第42条 在学年数は、8年を超えることができない。ただし、編入学の者は、6年を超えることができない。

第6章 単位修得及び試験

第43条 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考査に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

第44条 試験は、原則として学年末に行う。ただし、必要に応じて学期末に行うことがある。

第45条 各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を修得することはできない。

第46条 やむを得ない事情によって、所定の日時に試験を受けることができなかつた者に対しては、当該学部教授会の承認を経て追試験を行うことがある。

2 追試験の手続きについては、別に定めるところによる。

第47条 成績の評価は、100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績の表示は

100点～90点 秀 (S)、 89点～80点 優 (A)、
79点～70点 良 (B)、 69点～60点 可 (C)、
59点～0点 不可 (F)

とする。

2 前項の規定にかかわらず、場合により合格・不合格をもって評価・表示をすることがある。

第48条 試験実施についての細目は、別に定めるところによる。

第7章 卒業及び学位

第49条 本大学における規定の修業年限を満たし、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者

と認め学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む。）が、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業者と認め学士の学位を授与することができる。

第50条 卒業者に授与される学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

法学部 法学科 学士（法学）

政治学科 学士（政治学）

経済学部 経済学科 学士（経済学）

経営学科 学士（経営学）

文学部 哲学科 学士（哲学）

史学科 学士（史学）

日本語日本文学科 学士（日本語日本文学）

英語英米文化学科 学士（英語英米文化学）

ドイツ語圏文化学科 学士（ドイツ語圏文化学）

フランス語圏文化学科 学士（フランス語圏文化学）

心理学科 学士（心理学）

教育学科 学士（教育学）

理学部 物理学科 学士（理学）

化学科 学士（理学）

数学科 学士（理学）

生命科学科 学士（理学）

国際社会科学部 国際社会科学科 学士（社会科学）

第50条の2 本学則に定めるもののほか、本大学における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第8章 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生

第51条 科目等履修生とは、第26条に定める入学資格を有する者で、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得の目的で授業科目の履修を願い出る場合並びに学芸員資格取得の目的で博物館に関する科目の履修を願い出る場合は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。ただし、学習院女子大学に在学している学生については、この限りでない。

3 科目等履修生（高等科生）とは、学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒が別に定めるところにより、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

第52条 学習院女子大学の学生に対しては、選考の上特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 本学と他大学との交流協定に基づき本大学の特定の授業科目を履修することを希望する協定大学に在籍する正規の学生に対しては、選考の上特別聴講学生として聴講を許可することがある。

第53条 委託生とは、第26条所定の資格を有する者で、官公庁・外国政府その他の委託に基づき、本大学において聴講及び研究を許可された者をいう。

第54条 研究生とは、本大学の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本大学教員の指導の下に研究することを願い出て許可された者をいう。

第54条の2 協定留学生とは、第27条ないし第29条に定める検定、推薦又は選考によらないで、本学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

第55条 前5条の許可については、当該学部教授会の議を経なければならない。

第55条の2 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、第6条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第56条 特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び協定留学生が、その聴講した科目について受験を願い出たときは、当該学部教授会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験した委託生及び協定留学生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第57条 科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）が履修した科目の受験については、当該学部教授会の議を必要としない。

2 前項の試験に合格した者に対しては、本大学所定の単位を与える。

第58条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び研究生の期間は、半年又は1年とする。

第58条の2 協定留学生の在学期間は、原則として1年とする。

第59条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生についての細目は、別に定めるところによる。

第60条 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、正規の学生と同じく本大学の規則を遵守しなければならない。

第9章 学年、学期及び休業日

第61条 本大学の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第62条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5月15日
- 四 開院記念日 10月17日
- 五 春季休業 2月上旬から3月下旬まで
- 六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで
- 七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

第63条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第10章 授業料その他の納付金

第64条 学生の納付すべき授業料、施設設備費及び研究実験費の額並びに納付期限は、別表2による。

第65条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表3による。

2 科目等履修生に関する選考料、登録料及び履修料は、別表4による。ただし、学習院女子大学との別に定める協定に基づいて受け入れる科目等履修生及び学習院高等科、学習院女子高等科との別に定める申し合わせに基づいて受け入れる科目等履修生（高等科生）については、これを免除する。

3 特別聴講生及び特別聴講学生については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

第65条の2 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。ただし、願い出によりこれを減免することがある。

第66条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第67条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学における授業料（在籍料を除く。）、施設設備費及び研究実験費を減免する。

第68条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

第11章 賞罰及び除籍

第69条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第70条 学生が、本大学の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該学部教授会の議を経て学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第71条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 第42条で定められた在学年数を超える者
- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することができる。

第12章 教職員

第72条 本大学に学長、副学長、学部長、学科主任等を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 副学長、学部長、学科主任等についての細目は、別に定めるところによる。

第73条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手及び副手を置き、それぞれ各学部又はスポーツ・健康科学センター、計算機センター若しくは外国語教育研究センターの所属とする。

2 助教、助手又は副手は、東洋文化研究所又は史料館に所属させることができる。副手は、国際センターに所属させることができる。

3 本大学に、非常勤講師を置くことができる。非常勤講師についての細目は、別に定めるところによる。

4 本大学に、客員教授、特別客員教授又は客員研究員を置くことができる。客員教授、特別客員教授及び客員研究員についての細目は、別に定めるところによる。

5 本大学に、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う任期付教員（教授、准教授、講師、助教）を置くことができる。

6 本大学に、特別任用教授を置くことができる。特別任用教授についての細目は、別に定めるところによる。

第74条 本大学は、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第75条 本大学に教育その他の事務を処理するため、学長室部長・大学経理部長・アドミッションセンター所長・学生センター所長・キャリアセンター部長及び図書館長等を置く。

第76条 本大学に事務職員及び技能職員を置く。

第13章 教授会

第77条 各学部教授会を置く。

第78条 各学部の教授会は、その学部所属の専任の教授、准教授、特別任用教授及び講師並びに次項による者で組織する。

2 スポーツ・健康科学センター、計算機センター及び外国語教育研究センター所属の専任の教授、准教授及び講師は、本大学のいずれかの学部教授会の構成員となる。

第79条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第80条 教授会の運営については、別に定めるところによる。

第14章 削除

第81条から第84条まで 削除

第15章 大学協議会

第85条 本大学に大学協議会を置く。

第86条 大学協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長

二 副学長

三 研究科委員長

四 専門職大学院研究科長

五 学部長

六 学長室部長

七 大学経理部長

第87条 大学協議会は、次の各号に掲げる事項について学長の諮問を受けこれを審議する。

一 大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則

二 大学教育全般にわたる方針・組織・運営等に関する事項

三 その他必要と認められた事項

第88条 大学協議会の運営については、別に定めるところによる。

第16章 学部長会議

第89条 本大学に学部長会議を置く。

第90条 学部長会議は、大学の適正な運営を計ることを目的とし、これに必要な事項について協議する。

第91条 学部長会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 学長室部長
- 五 大学経理部長
- 六 アドミッションセンター所長
- 七 学生センター所長
- 八 図書館長

第92条 学部長会議の運営については、別に定めるところによる。

第17章 委員会

第93条 本大学に次の委員会を置く。

- 一 教務委員会
 - 二 学生委員会
 - 三 入学試験委員会
 - 四 図書委員会
 - 五 教職課程運営委員会
 - 六 学芸員課程委員会
- 2 前項の委員会のほか、特定の事項につき臨時に特別委員会を置くことができる。
- 3 委員会の組織運営については、各委員会規程の定めるところによる。

第18章 研究施設及び附属施設

第94条 本大学の各学部研究室を置く。

- 2 本大学に次の研究施設を置く。
- 一 図書館
 - 二 スポーツ・健康科学センター
 - 三 計算機センター
 - 四 外国語教育研究センター
 - 五 東洋文化研究所
 - 六 史料館
 - 七 国際センター
- 3 本大学文学部に人文科学研究所を置く。
- 4 本大学経済学部経済経営研究所を置く。
- 5 本大学理学部に生命分子科学研究所を置く。
- 6 前5項の各施設に関する規定は、別に定めるところによる。

第19章 奨学制度

第95条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定めるところによる。

第20章 厚生保健施設

第96条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
輔仁会館
- 三 生活相談施設
学生相談室

- 四 保健施設
 - 保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
 - 黎明会館
 - 富士見会館
- 七 山岳施設
 - 光徳小屋（奥日光）
- 八 臨海施設
 - 沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設
 - 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第21章 改正

第97条 この学則の改正は、各学部教授会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和24年4月1日施行の学習院大学学則は、これを廃止する。

附 則

この学則は、昭和60年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月31日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度〔平成7年度〕までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）
法学部	500
法学科	260
政治学科	240
経済学部	500
経済学科	250
経営学科	250
文学部	580
哲学科	90
史学科	80
国文学科	90
英米文学科	120
ドイツ文学科	40
フランス文学科	90
心理学科	70
理学部	150
物理学科	45
化学科	45
数学科	60
計	1,730

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、改正前の附則のただし書の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和70年度〔平成7年度〕

までの間の文学部国文学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）
文学部	600
国文学科	110
計	1,750

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月27日から施行する。ただし、別表2および別表3については平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年5月30日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 国文学科の学科名称変更に係る改正中、平成3年3月31日に国文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間従前の例による。
- 改正前の附則中、「国文学科」とあるのを「日本語日本文学科」に読み替える。
- 第6条ならびに昭和62年4月1日改正および昭和63年4月1日改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の文学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）	
	平成3年度～平成7年度	平成8年度～平成11年度
文学部	675	605
哲学科	95	85
史学科	90	80
日本語日本文学科	120	110
英米文学科	130	110
ドイツ文学科	60	60
フランス文学科	100	90
心理学科	80	70

附 則

- この学則は、平成3年10月30日から施行する。
- 別表2、別表3および別表4については平成4年4月1日から適用する。
- 第50条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国文学）

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 第6条ならびに昭和62年4月1日改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の法学部、経済学部および理工部等の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）	
	平成4年度～平成7年度	平成8年度～平成11年度
法学部	560	460
法学科	280	220

政治学科	280	240
経済学部	600	500
経済学科	300	250
経営学科	300	250
理学部	170	150
物理学科	50	45
化学科	50	45
数学科	70	60

附 則

この学則は、平成4年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年10月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項に定める住民票記載事項証明書提出については、平成7年度入学者から適用する。
- 平成5年度までの入学者の授業科目の履修、進級および卒業認定については、各学部の履修規定に特段の定めのない限り、従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 第6条ならびに平成3年4月1日改正の附則第4項および平成4年4月1日改正の附則第2項の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）平成8年度～平成11年度	
法学部	560	
法学科		280
政治学科		280
経済学部	600	
経済学科		300
経営学科		300
文学部	675	
哲学科		95
史学科		90
日本語日本文学科		120
英米文学科		130
ドイツ文学科		60
フランス文学科		100
心理学科		80
理学部	170	
物理学科		50
化学科		50
数学科		70

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員（名）			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	544	528	512	496
法学科	274	268	262	256
政治学科	270	260	250	240
経済学部	580	560	540	520
経済学科	290	280	270	260
経営学科	290	280	270	260
文学部	660	645	631	616
哲学科	93	91	90	88
史学科	89	88	87	86
日本語日本文学科	118	116	114	112
英米文学科	127	124	121	118
ドイツ文学科	58	56	54	52
フランス文学科	96	92	88	84
心理学科	79	78	77	76
理学部	166	162	158	154
物理学科	49	48	47	46
化学科	49	48	47	46
数学科	68	66	64	62
計	1,950	1,895	1,841	1,786

- 3 平成12年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

- 4 改正後の附表2のうち各学部における「各学科共通」の表、附表3および附表4は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 5 改正後の第18条の規定は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行し、第15条第3項については平成10年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定並びに附表2及び附表3は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第31条第2項については、平成14年4月1日に遡って適用する。
附則
この学則は、平成16年4月1日から施行する。
附則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。
附則
この学則は、平成18年4月1日から施行する。
附則
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者については、従前の例による。
- 3 第50条の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。
ドイツ文学科 学士（ドイツ文学）
フランス文学科 学士（フランス文学）
- 4 平成19年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
附則
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 英米文学科の学科名称変更に係る改正中、平成20年3月31日に英米文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間、従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成20年度以後の入学者について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第50条の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。
英米文学科 学士（英米文学）
- 5 平成20年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。
附則
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。
附則
この学則は、平成22年4月1日から施行する。
附則
この学則は、平成23年4月1日から施行する。
附則
この学則は、平成24年4月1日から施行する。
附則
- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表2については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。
附則
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
附則
この学則は、平成27年4月1日から施行する。
附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前履修規定適用者が平成28年度以降に修得した成績の表示は、次のとおりとする。ただし、平成27年度以前に修得した成績の評価及び表示は、なお従前の例による。
100点～80点 優 (A)、 79点～70点 良 (B)、
69点～60点 可 (C)、 59点～0点 不可 (D)
- 3 平成28年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。
- 4 改正後の附表2は、平成28年度以後の入学者について適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の理学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員 (名)		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	840	840	840
物理学科	198	196	194
化学科	204	208	212
数学科	240	240	240
生命科学科	198	196	194

- 3 平成29年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。
- 4 平成29年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表2については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第91条第1項第6号については、平成24年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までの間の文学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員 (名)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文学部	2,700	2,700	2,700
哲学科	380	380	380
史学科	350	360	370
日本語日本文学科	445	450	455
英語英米文化学科	460	460	460
ドイツ語圏文化学科	200	200	200
フランス語圏文化学科	305	290	275
心理学科	360	360	360
教育学科	200	200	200

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。
- 3 令和4年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。
- 3 令和6年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附表1 全学共通科目

授業科目	単位
基礎教養	2または4
情報	2または4
外国語	1、2または4
スポーツ・健康科学	1または2

※ 全学共通科目の具体的内容及び授業形態（講義、演習、実験、実技など）並びに単位数については、各学部の履修規定の定めるところによる。

※※ 外国語として設置されるものは、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語及び日本語である。

附表2 専門科目

一 法学部

法学科

授業科目	単位
憲法Ⅰ	4
憲法Ⅱ	4
国際法Ⅰ	2
国際法Ⅱ	2
国際法Ⅲ	2
国際法Ⅳ	2
行政と法	2
行政法Ⅰ	2
行政法Ⅱ	2
判例行政法	2
刑法Ⅰ	4
刑法Ⅱ	4
民法Ⅰ	4
民法Ⅱ	4
民法Ⅲ	4
民法Ⅳ	4
商法Ⅰ	4
商法Ⅱ	4
刑事訴訟法Ⅰ	2
刑事訴訟法Ⅱ	2
民事訴訟法Ⅰ	2
民事訴訟法Ⅱ	4
労働法	4
経済法	4
知的財産法	4
租税法	4
国際私法	4
比較憲法	4
英米法Ⅰ	2
英米法Ⅱ	2
法哲学Ⅰ	2
法哲学Ⅱ	2
特殊講義	2または4
演習	2または4

特設演習	2 または 4
特設基礎講義	2 または 4

法学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

政治学科

授業科目	単位
政治学Ⅰ	2
政治学Ⅱ	2
政治学Ⅲ	2
政治学Ⅳ	2
行政学Ⅰ	2
行政学Ⅱ	2
日本政治過程論Ⅰ	2
日本政治過程論Ⅱ	2
日本政治外交史Ⅰ	2
日本政治外交史Ⅱ	2
公共政策Ⅰ	2
公共政策Ⅱ	2
地方政治Ⅰ	2
地方政治Ⅱ	2
国際政治Ⅰ	2
国際政治Ⅱ	2
国際政治Ⅲ	2
国際政治Ⅳ	2
国際政治史Ⅰ	2
国際政治史Ⅱ	2
アメリカ政治Ⅰ	2
アメリカ政治Ⅱ	2
中国政治Ⅰ	2
中国政治Ⅱ	2
東アジア政治Ⅰ	2
東アジア政治Ⅱ	2
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2
ヨーロッパ政治史Ⅱ	2
比較政治Ⅰ	2
比較政治Ⅱ	2

社会学Ⅰ	2
社会学Ⅱ	2
社会学Ⅲ	2
社会学Ⅳ	2
社会心理学Ⅰ	2
社会心理学Ⅱ	2
日本政治思想史Ⅰ	2
日本政治思想史Ⅱ	2
西洋政治思想史Ⅰ	2
西洋政治思想史Ⅱ	2
公共哲学Ⅰ	2
公共哲学Ⅱ	2
統治システム論Ⅰ	2
統治システム論Ⅱ	2
環境政策論Ⅰ	2
環境政策論Ⅱ	2
社会政策論Ⅰ	2
社会政策論Ⅱ	2
NGO・NPO論Ⅰ	2
NGO・NPO論Ⅱ	2
東アジア国際関係論Ⅰ	2
東アジア国際関係論Ⅱ	2
安全保障論Ⅰ	2
安全保障論Ⅱ	2
国際政治経済Ⅰ	2
国際政治経済Ⅱ	2
国際開発協力論Ⅰ	2
国際開発協力論Ⅱ	2
グローバルガバナンス論Ⅰ	2
グローバルガバナンス論Ⅱ	2
地域研究	2
社会調査法Ⅰ	2
社会調査法Ⅱ	2
社会統計学Ⅰ	2
社会統計学Ⅱ	2
政治意識論Ⅰ	2
政治意識論Ⅱ	2
現代社会思想Ⅰ	2
現代社会思想Ⅱ	2
現代日本の政治思想Ⅰ	2
現代日本の政治思想Ⅱ	2
メディア論Ⅰ	2
メディア論Ⅱ	2
政治学科基礎講義Ⅰ	2
政治学科基礎講義Ⅱ	2
特殊講義	2
政治学科基礎演習Ⅰ	2
政治学科基礎演習Ⅱ	2
特別演習	2
演習	4
外国書講読	2

F TチュートリアルⅠ	4
F TチュートリアルⅡ	4
F T論文	4
実践英語演習Ⅰ (F T)	2
実践英語演習Ⅱ (F T)	2
英語アカデミック・ライティング (F T)	2
英語アカデミック・プレゼンテーション (F T)	2
英語アカデミック・スピーキング (F T)	2
英語アカデミック・トレーニング (F T)	2
外国書講読 (F T)	2
特別演習 (F T)	2

政治学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学 (国際法を含む)	2
経済学 (国際経済を含む)	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

二 経済学部
経済学科

授業科目	単位
基礎ミクロ経済学	4
基礎マクロ経済学	4
経済情報入門Ⅰ	2
経済情報入門Ⅱ	2
経済情報入門Ⅲ	2
統計学入門Ⅰ	2
統計学入門Ⅱ	2
ミクロ経済学	4
マクロ経済学	4
一般経済史	4
経済政策	4
国際経済学	4
財政学	4
金融論	4
統計学	4
労働経済学	4
経済学史	4
日本経済史	4
経済数学Ⅰ	2
経済数学Ⅱ	2
計量経済学	4

日本経済論 I	2
日本経済論 II	2
国際金融論	4
産業組織論	4
公共経済学	4
経営学総論	4
会計総論 I	2
会計総論 II	2
地方財政論	4
経済発展論	4
農業経済論	4
経済地理学	4
証券市場論	4
社会保障論	4
規制と競争の経済学	4
環境経済学	4
ゲーム理論 I	2
ゲーム理論 II	2
開発経済学	4
民法	4
商法	4
経済学特殊講義	2 または 4
入門演習	2
演習	2 または 4
特別演習	2
ミクロ経済学 (上級 I)	2
ミクロ経済学 (上級 II)	2
マクロ経済学 (上級 I)	2
マクロ経済学 (上級 II)	2
一般経済史 (上級 I)	2
一般経済史 (上級 II)	2
経済政策 (上級 I)	2
経済政策 (上級 II)	2
国際経済学 (上級 I)	2
国際経済学 (上級 II)	2
財政学 (上級 I)	2
財政学 (上級 II)	2
現代金融論 (上級 I)	2
現代金融論 (上級 II)	2
統計学 (上級 I)	2
統計学 (上級 II)	2
労働経済学 (上級 I)	2
労働経済学 (上級 II)	2
日本経済史 (上級 I)	2
日本経済史 (上級 II)	2
経済数学 (上級 I)	2
経済数学 (上級 II)	2
計量経済学 (上級 I)	2
計量経済学 (上級 II)	2
日本経済論 (上級 I)	2
日本経済論 (上級 II)	2

国際金融論（上級Ⅰ）	2
国際金融論（上級Ⅱ）	2
産業組織論（上級Ⅰ）	2
産業組織論（上級Ⅱ）	2
公共経済学（上級Ⅰ）	2
公共経済学（上級Ⅱ）	2
社会保障論（上級Ⅰ）	2
社会保障論（上級Ⅱ）	2
環境経済学（上級Ⅰ）	2
環境経済学（上級Ⅱ）	2
ゲーム理論（上級Ⅰ）	2
ゲーム理論（上級Ⅱ）	2
開発経済学（上級Ⅰ）	2
開発経済学（上級Ⅱ）	2

経済学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

経営学科

授業科目	単位
経営入門演習	2
経営管理論	4
経営組織論Ⅰ	2
経営組織論Ⅱ	2
経営戦略Ⅰ	2
経営戦略Ⅱ	2
人的資源管理論Ⅰ	2
人的資源管理論Ⅱ	2
経営史Ⅰ	2
経営史Ⅱ	2
経営科学入門Ⅰ	2
経営科学入門Ⅱ	2
経営科学応用Ⅰ	2
経営科学応用Ⅱ	2
経営数学Ⅰ	2
経営数学Ⅱ	2
経営統計Ⅰ	2
経営統計Ⅱ	2

経営情報入門Ⅰ	2
経営情報入門Ⅱ	2
情報システムⅠ	2
情報システムⅡ	2
情報処理	2
情報通信	2
マルチメディアと数学Ⅰ	2
マルチメディアと数学Ⅱ	2
会計総論Ⅰ	2
会計総論Ⅱ	2
経営財務Ⅰ	4
経営財務Ⅱ	4
マーケティング	4
ビジネス・エコノミクスⅠ	2
ビジネス・エコノミクスⅡ	2
経済原論	4
企業と社会	2
企業者論	2
多国籍企業論Ⅰ	2
多国籍企業論Ⅱ	2
新興国企業論Ⅰ	2
新興国企業論Ⅱ	2
技術革新	2
公益企業論	4
中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2
日本経営史Ⅰ	2
日本経営史Ⅱ	2
西洋経営史Ⅰ	2
西洋経営史Ⅱ	2
産業変革Ⅰ	2
産業変革Ⅱ	2
生産システムⅠ	2
生産システムⅡ	2
システム科学Ⅰ	2
システム科学Ⅱ	2
情報マネジメント	2
ネットワーク論	2
簿記入門Ⅰ	4
簿記入門Ⅱ	4
簿記論	4
財務会計Ⅰ	2または4
財務会計Ⅱ	2または4
会計監査Ⅰ	2
会計監査Ⅱ	2
原価会計Ⅰ	2
原価会計Ⅱ	2
管理会計Ⅰ	2
管理会計Ⅱ	2
国際会計Ⅰ	2
国際会計Ⅱ	2

企業評価論Ⅰ	2
企業評価論Ⅱ	2
消費者行動	4
プロダクト・マネジメント	4
マーケティング・コミュニケーションⅠ	2
マーケティング・コミュニケーションⅡ	2
マーケティング・リサーチ	4
流通システムⅠ	2
流通システムⅡ	2
商法	4
産業事情	2
民法	4
経営学特殊講義	1、2または4
演習	2または4
特別演習	2
ヘルスケアシステム論Ⅰ	2
ヘルスケアシステム論Ⅱ	2

経営学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史Ⅰ	2
外国史Ⅱ	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4
情報社会および倫理	2
情報と職業	2
プログラミング初級	2
プログラミング中級	2
情報理論概論	2
情報セキュリティと情報倫理	2
人工知能概論	2

各学科共通

授業科目	単位
英語で学ぶ経済学	2または4
英語で学ぶ経営理論	2または4
英語で学ぶビジネス事情	2または4
外国書講読	2または4

三 文学部

哲学科

授業科目	単位
哲学概論	2または4
哲学史	2または4
哲学講義	2または4
西洋比較思想	2または4
思想史講義	2または4
美学概論	2または4
美学講義	2または4
美術史概説	2または4
美術史講義	2または4
比較芸術学講義	2または4
比較文化論講義	2または4
基礎演習 A	2または4
2年次演習 A	2または4
基礎演習 B	2または4
2年次演習 B	2または4
哲学演習 I	2または4
哲学演習 II	2または4
現代論理学演習 I	2または4
現代論理学演習 II	2または4
現代哲学演習 I	2または4
現代哲学演習 II	2または4
思想史演習 I	2または4
思想史演習 II	2または4
美学演習	2または4
美術史演習 I	2または4
美術史演習 II	2または4
比較芸術学演習 I	2または4
比較芸術学演習 II	2または4
比較文化論演習	2または4
卒業論文	12

哲学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史 I	2
外国史 II	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2

史学科

授業科目	単位
史学概論	2
史資料入門	2

日本史概説	2 または 4
東洋史概説	2 または 4
西洋史概説	2 または 4
考古学概説	2 または 4
古文書学概説	2 または 4
アーカイブズ学概説	2 または 4
歴史文献講読入門	2 または 4
日本史特殊講義	2 または 4
東洋史特殊講義	2 または 4
西洋史特殊講義	2 または 4
アーカイブズ学特殊講義	2 または 4
日本史演習	2 または 4
東洋史演習	2 または 4
西洋史演習	2 または 4
古文書学演習	2 または 4
アーカイブズ学演習	2 または 4
外国語講読	2 または 4
4年生演習	2 または 4
校外実習	2
基礎演習 A	2
基礎演習 B	2
卒業論文	12

史学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
人文地理学	2
自然地理学	2
地理学	2
地誌学	2
法律学（国際法を含む）	2
政治学（国際政治を含む）	2
社会学	2
経済学（国際経済を含む）	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

日本語日本文学科

授業科目	単位
日本語学概論	4
日本語史概説	4
日本文法	4
日本文学概論	4
日本文学研究法	4
日本文学史概説Ⅰ	4
日本文学史概説Ⅱ	4
日本文学史概説Ⅲ	4
日本語学講義Ⅰ	4
日本語学講義Ⅱ	2 または 4
日本文学講義Ⅰ	4
日本文学講義Ⅱ	2 または 4

現代日本語研究Ⅰ	2
現代日本語研究Ⅱ	2
現代日本語研究Ⅲ	4
現代日本語研究Ⅳ	2
現代日本語研究Ⅴ	2
現代日本語研究Ⅵ	2
現代日本語研究Ⅶ	2
言語学講義	4
対照言語学	4
日本語学演習	4
日本文学演習	4
中国文学講義	4
外国語講読	2または4
基礎演習Ⅰ	2
基礎演習Ⅱ	2
日本語教育Ⅰ	2
日本語教育Ⅱ	2
日本語教育Ⅲ	3
日本語教育Ⅳ	2
日本語教育Ⅴ	2
卒業論文	12

日本語日本文学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
書道史	2
書道概論	2
書道Ⅰ	2
書道Ⅱ	2
書道Ⅲ	2

英語英米文化学科

授業科目	単位
現代研究コース入門講義Ⅰ	2
現代研究コース入門講義Ⅱ	2
英語文化コース入門講義Ⅰ	2
英語文化コース入門講義Ⅱ	2
言語・教育コース入門講義	4
現代研究コース講義	4
英語文化コース講義	4
言語・教育コース講義	4
現代研究コース演習	4
英語文化コース演習	4
言語・教育コース演習	4
現代研究コースゼミナール	4
英語文化コースゼミナール	4
言語・教育コースゼミナール	4
文化背景演習	4
英米文学特別演習	2
翻訳特別演習	2
通訳特別演習	2

英語教育特別演習	2
異文化留学特別演習	2
アカデミック・ライティング演習（初級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（初級Ⅱ）	2
アカデミック・ライティング演習（中級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（中級Ⅱ）	2
アカデミック・ライティング演習（上級Ⅰ）	2
アカデミック・ライティング演習（上級Ⅱ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（初級Ⅰ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（初級Ⅱ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（中級Ⅰ）	2
アカデミック・プレゼンテーション演習（中級Ⅱ）	2
海外語学文化研修	2
英語教育インターンシップ	2
卒業論文	12

ドイツ語圏文化学科

授業科目	単位
言語・情報 講義	2
文学・文化 講義	2
現代地域事情 講義	2
ジェンダーと言語	2
ジェンダーと表象文化	2
ジェンダーと現代社会	2
コミュニケーション演習（初級）1	2
コミュニケーション演習（初級）2	2
コミュニケーション演習（中級）1	2
コミュニケーション演習（中級）2	2
コミュニケーション演習（中級）3	2
コミュニケーション演習（上級）	2
言語・情報 入門ゼミナール	2
文学・文化 入門ゼミナール	2
アカデミック・スキルズ入門	2
現代地域事情 入門ゼミナール	2
言語・情報コース ゼミナール	2
文学・文化コース ゼミナール	2
現代地域事情コース ゼミナール	2
言語・情報コース 専門演習	2
文学・文化コース 専門演習	2
現代地域事情コース 専門演習	2
ジェンダー・スタディーズ演習（基礎）	2
ジェンダー・スタディーズ演習（発展）	2
通訳・翻訳者養成演習（基礎）	2
通訳・翻訳者養成演習（実践）	2
アカデミック・ライティング演習	2
ドイツ語圏インターンシップ・プログラム	2
海外ドイツ語・文化研修	2
卒業論文・卒業論文指導（または卒業研究・卒業研究指導演習）	12

フランス語圏文化学科

授業科目	単位
フランス語圏文化入門（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化入門（舞台・映像）	4
フランス語圏文化入門（広域文化）	4
フランス語圏文化入門（文学・思想）	4
フランス語圏文化講義（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化講義（舞台・映像）	4
フランス語圏文化講義（広域文化）	4
フランス語圏文化講義（文学・思想）	4
フランス語圏文化演習（言語・翻訳）	4
フランス語圏文化演習（舞台・映像）	4
フランス語圏文化演習（広域文化）	4
フランス語圏文化演習（文学・思想）	4
フランス語演習	4
論文指導演習	2
フランス語実習	4
文献調査演習	4
入門演習	2
基礎演習Ⅰ	4
基礎演習Ⅱ	4
ゼミナール	4
卒業論文（または卒業翻訳もしくは卒業演習）	12

心理学科

授業科目	単位
心理学概論	4
心理学研究法Ⅰ	4
心理学研究法Ⅱ	4
心理学演習Ⅰ	4
心理学演習Ⅱ	4
学習・認知心理学ゼミナール	4
発達・教育心理学ゼミナール	4
臨床心理学ゼミナール	4
社会心理学ゼミナール	4
心理学実験演習Ⅰ	4
心理学実験演習Ⅱ	4
学習心理学	2または4
認知心理学	2または4
性格心理学	2または4
発達心理学	2または4
社会心理学	2または4
教育心理学	2または4
臨床心理学	2または4
産業心理学	2または4
生理心理学	2または4
応用心理学	2または4
職業指導概論	2または4
職業指導管理論	2または4
心理学史	2または4
心理学特殊講義	2または4

公認心理師基礎論	2または4
心理実習	2または4
外国語講読	2または4
卒業論文	12

教育学科

授業科目	単位
初等教育学	2
教育学理論	2
基礎演習	2
自然体験実習	2
特別支援教育論（小）	2
社会体験実習	2
教育学・教育実践演習Ⅰ	2
教育学・教育実践演習Ⅱ	2
教育学・教育実践演習Ⅲ	2
教育の歴史と現代	2
子ども文化論	2
学級経営論	2
児童発達心理学	2
子どもと発達	2
環境教育論	2
ボランティア学習論	2
国際理解教育論	2
日本語教育論	2
言語表現法	2
発信技法	2
教育情報発信	2
学校カウンセリング論	2
アクティブ・ラーニング	2
生涯学習論	2
授業研究	2
教師論	2
教育社会学	2
教育学原典講読	2
教育学総合研究	2
教育実践総合研究	2
教育特別講義	2
教職概論	2
教育基礎	2
教育心理学	2
教育制度	2
初等教育課程論	2
初等国語科教育法	2
初等社会科教育法	2
初等算数科教育法	2
初等理科教育法	2
初等生活科教育法	2
初等音楽科教育法	2
初等図画工作科教育法	2

初等家庭科教育法	2
初等体育科教育法	2
初等英語科教育法	2
初等道徳教育指導法	2
初等総合的な学習の時間指導法	2
初等特別活動指導法	2
初等教育方法・技術	2
初等 I C T 活用の理論と実践	2
初等生徒・進路指導	2
教育相談	2
教職実践演習（小）	2
初等教育実習Ⅰ	1
初等教育実習Ⅱ	2
初等教育実習Ⅲ	2
介護概論	1
国語科概説	2
社会科概説	2
算数科概説	2
理科概説	2
生活科概説	2
音楽科概説	2
図画工作科概説	2
家庭科概説	2
体育科概説	2
英語科概説	2
書道	2
卒業論文	12

※ 初等教育実習 1 単位当りの時間数については、文学部教育学科履修規定の定めるところによる。
各学科共通

授業科目	単位
言語学概論	2 または 4
古典ギリシア語	2 または 4
古典ラテン語	2 または 4
ギリシア・ラテン文学史	2 または 4
漢語原書講読	2 または 4
聖書研究	4
宗教学概論	2 または 4
現代学入門	2 または 4
現代マンガ学講義	2 または 4
ロゴスと美	2
日本宗教史	2
宗教と現在	2
文学部共通演習	2 または 4
文学部共通講義	2 または 4

四 理学部
物理学科

授業科目	単位
一般物理学	2

力学基礎 1	2
力学基礎 2	2
数学 I	2
数学 II	2
数学 III	2
数学 IV	2
数学 V	2
解析力学	2
原子物理学概論	2
光学	2
電磁気学 1	2
電磁気学 2	2
電磁気学 3	2
量子力学 1	2
量子力学 2	2
量子力学 3	2
熱学および統計力学 1	2
熱学および統計力学 2	2
熱学および統計力学 3	2
物性物理学 1	2
物性物理学 2	2
物性物理学 3	2
流体力学	2
核および天体物理学 1	2
核および天体物理学 2	2
生物物理学 1	2
生物物理学 2	2
物理学・数学演習 1	2
物理学・数学演習 2	2
物理学・数学演習 3	2
基礎科学実験 1 (物理)	2
基礎科学実験 2 (化学)	1
基礎科学実験 2 (生命科学)	1
物理実験 1	4
物理実験 2	4
物理実験 3	4
物理学輪講	2
物理学特別研究	10
確率および統計	2
数値解析および計算機 1	2
数値解析および計算機 2	2
音響学	2
エレクトロニクス	2
波動光学	2
物理計測学	2
応用物理学特論	2
地球物理学	2
基礎化学	2
基礎生命科学	2
工作法	2
実験技術実習	1

現代数学 1	2
現代数学 2	2
物理学特論 1	2
物理学特論 2	2
特殊相対論	2
物理数学入門 1	2
物理数学入門 2	2
量子力学特論	2

物理学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

化学科

授業科目	単位
数学 1	2
数学 2	2
数学 3	2
数学演習	2
物理学 1	2
物理学 2	2
物理学 3	2
物理学 4	2
物理化学 I	2
物理化学 II	2
物理化学 III	2
物理化学 IV	2
構造化学	2
分光化学	2
無機化学 I	2
無機化学 II	2
無機化学 III	2
無機材料化学	2
無機固体化学	2
分析化学 1	2
分析化学 2	2
分析化学 3	2
有機化学概論 I	2
有機化学概論 II	2
有機化学 I	2
有機化学 II	2
有機反応論	2
最新有機化学	2
基礎生命科学	2
基礎科学実験 1 (化学)	2
基礎科学実験 2 (物理)	1
基礎科学実験 2 (生命科学)	1
実験技術実習	1

化学実験 1	6
化学実験 2	6
化学実験 3	6
化学輪講	3
化学特別研究	10
化学特別講義	2
化学演習 1	2
化学演習 2	2
エネルギー化学	2
環境地球化学	2
高分子化学	2
有機化学実験法	2
応用化学	2
化学英語	2

化学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

数学科

授業科目	単位
微分積分 I	6
微分積分 II	4
微分積分 III	6
線形代数 I	4
線形代数 II	6
集合と論理	2
微分方程式入門	4
位相入門	4
代数入門	4
複素関数入門	6
ベクトル解析	2
数学特別研究	12
数学基礎セミナー	2
線形代数 III	2
微分方程式	2
計算機	2
複素関数論	2
測度と積分 I	2
測度と積分 II	2
代数 I	4
代数 II	2
曲線と曲面	4
位相空間	4
関数解析	2
多様体	2
位相幾何入門	2
確率 I	2

確率Ⅱ	2
代数学1	2
代数学2	2
代数学3	2
幾何学1	2
幾何学2	2
幾何学3	2
解析学1	2
解析学2	2
関数解析続論	2
確率続論	2
数理科学1	2
数理科学2	2
数理科学3	2
計算機続論	2
アルゴリズムと計算	2
数学講話1	2
数学講話2	2

生命科学科

授業科目	単位
数学基礎1	2
数学基礎2	2
物理学基礎	2
化学基礎	2
生物物理化学1	2
生物物理化学2	2
有機化学基礎1	2
有機化学基礎2	2
基礎科学実験1 (生命科学)	2
基礎科学実験2 (物理)	1
基礎科学実験2 (化学)	1
生化学1	2
生化学2	2
分子細胞生物学1	2
分子細胞生物学2	2
分子細胞生物学3	2
分子細胞生物学4	2
動物科学	2
植物科学	2
発生生物学	2
生命科学研究法1	2
生命科学研究法2	2
生命科学研究法3	2
生命科学演習1	2
生命科学演習2	2
生命科学演習3	2
生命科学実験1	2
生命科学実験2	8
生命科学実験3	8
生命科学輪講	4

生命科学特別研究	10
バイオインフォマティクス	2
生態・環境科学	2
分子進化学	2
放射線生物学	2
野外生命科学1	2
野外生命科学2	2
創薬科学	2
免疫生物学	2
ヒトの生物学	2
神経科学	2
植物分子生理学	2
生物工程	2
科学英語演習	2

生命科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
地学概論 I	2
地学概論 II	2
地学実験	2

五 国際社会科学部

国際社会科学科

授業科目	単位
English Communication I	2
Academic Skills I Reading	1
Academic Skills I Writing	1
Presentation I	1
Self-Directed Learning I	1
English Communication II	2
Academic Skills II Reading	1
Academic Skills II Writing	1
Presentation II	1
Self-Directed Learning II	1
Economics in the World	1
Issues in the World	1
Globalization and Business	1
Peace and Conflict	1
Advertising and the Media	1
Social Diversity	1
Global Challenges	1
Theme-Based Discussions	1
Group Project	1
Business Communication	1
Critical Reading	1
Advanced Academic Writing	1
Oral Fluency	1
CLIL Seminars	1
Area Studies	2
Independent Studies	2

海外研修 I	1
海外研修 II	1
ビジネス法	2
開発と環境の地理学	2
社会学	2
中国経済論	2
アジア経済論	2
国際開発論	2
ミクロ経済学	2
社会科学のためのデータ分析	2
マクロ経済学	2
グローバル経済論	2
マネジメント論	2
会計学	2
マーケティング	2
簿記	2
統計学	2
社会科学のための数学	2
経営戦略	2
世界の宗教文化	2
国際経営論	2
入門演習 I	2
入門演習 II	2
比較会社法	2
世界の貧困問題	2
計量社会学	2
中国社会の経済分析	2
地域研究の手法	2
アフリカ経済論	2
国際貿易論	2
経済成長論	2
国際金融論	2
経済政策論	2
組織行動論	2
国際会計論	2
マーケティングと消費者行動	2
ゲーム理論	2
技術経営論	2
Law and Economics	2
Sustainable Development	2
Sociology of Population	2
Modern Chinese Economy	2
Emerging Asian Economy and Society	2
Economic Development	2
International Economics	2
Productivity and Efficiency Analysis	2
The Economic Development of Japan	2
Theory of International Finance	2
Japanese Economy	2
Cross-Cultural Organizational Behavior	2
Financial Accounting	2

Marketing Strategy	2
Studies of Multinational Enterprises	2
Industrial Organization	2
Corporate Finance and Law	2
Case Study Methods	2
International Migration	2
Politics and Economy in Southeast Asia	2
Education and Economic Development in Africa	2
Current Economic Issues in the Global Economy	2
Globalization, Economic Growth and Income Distribution	2
International Macroeconomic Policy	2
International Business	2
International Human Resource Management	2
Financial statement analysis	2
Global Marketing	2
Asian Business Law	2
International Comparison of Law and Society	2
International Trade Law	2
Game Theory and Negotiation	2
Intellectual Property Rights in the Global Market	2
Health Economics	2
Innovation Management and Globalization	2
Japan in the World Economy	2
国際社会科学特殊講義	2 または 4
Special Lect. on International Social Sciences	2 または 4
専門演習 I	2
専門演習 II	2
卒業論文・卒業演習	4

国際社会科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位
日本史	2
外国史 I	2
外国史 II	2
地理学	2
地誌学	2
法律学 (国際法を含む)	2
政治学 (国際政治を含む)	2
哲学概論	2
西洋倫理学史	4

附表 3

教職に関する科目

1. 中等教員養成

授業科目	単位
社会科教育法 I	2
社会科教育法 II	2
社会科・公民科教育法 I	2
社会科・公民科教育法 II	2

情報科教育法 I	2
情報科教育法 II	2
社会科・地理歴史科教育法 I	2
社会科・地理歴史科教育法 II	2
国語科教育法 I	2
国語科教育法 II	2
国語科教育法 III	2
国語科教育法 IV	2
書道科教育法 I	2
書道科教育法 II	2
英語科教育法 I	2
英語科教育法 II	2
英語科教育法 III	2
英語科教育法 IV	2
独語科教育法 I	2
独語科教育法 II	2
独語科教育法 III	2
独語科教育法 IV	2
仏語科教育法 I	2
仏語科教育法 II	2
仏語科教育法 III	2
仏語科教育法 IV	2
職業指導科教育法 I	2
職業指導科教育法 II	2
職業指導科教育法 III	2
職業指導科教育法 IV	2
理科教育法 I	2
理科教育法 II	2
理科教育法 III	2
理科教育法 IV	2
数学科教育法 I	2
数学科教育法 II	2
数学科教育法 III	2
数学科教育法 IV	2
教育基礎	2
教職概論	2
教育制度	2
教育心理学	2
特別支援教育論（中・高）	2
教育課程論	2
道德教育指導論	2
総合的な学習の時間指導論	2
特別活動指導論	2
教育方法・技術	2
I C T活用の理論と実践	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習 I	1
教育実習 II	2
教育実習 III	2
教職実践演習（中・高）	2

介護概説	1
学校インターンシップ	2
授業指導論	2
部活動指導論	2
教職総合研究Ⅰ	2
教職総合研究Ⅱ	2
教職総合研究Ⅲ	2
教職総合研究Ⅳ	2

※ 教育実習 1 単位当りの時間数については、教職課程履修規定の定めるところによる。

2. 初等教員養成

※ 初等教員養成の科目は、文学部教育学科の専門科目の一部をもってあてる。

附表 4

博物館に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2
博物館実習	3
文化史特殊講義	4
資・史料整理法	4
美術史講義	4
考古学	4
民俗学特殊講義	4
自然科学史	4
力学基礎 1	2
電磁気学 1	2
無機化学Ⅰ	2
無機化学Ⅱ	2
有機化学概論Ⅰ	2
有機化学概論Ⅱ	2
生化学 1	2
生化学 2	2
動物科学	2
植物科学	2
地学概論Ⅰ	2
地学概論Ⅱ	2

別表 1

区分	金額 (円)
入学検定料	35,000
入学金	200,000

別表 2

区分	年額 (円)	分納額及び分納期
----	--------	----------

			第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
授業料	法学部 経済学部	796,000	458,000	338,000
	文学部	870,000	495,000	375,000
	理学部	1,209,000	664,500	544,500
	国際社会科学部	1,035,000	577,500	457,500
施設 設備 費	法学部 経済学部 文学部 国際社会科学部	310,000	310,000	—
	理学部	370,000	370,000	—
	心理学科	30,000	30,000	—
	教育学科			
研究 実験 費	物理学科	80,000	80,000	—
	化学科			
	生命科学科			

(備考)

- 1 授業料には在籍料120,000円を含むものとし、第1期に納付することとする。
- 2 本表に記載の分納期にかかわらず、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表3 (委託生、研究生)

区分		年額 (円)	摘要
授業料	法学部 経済学部 文学部 国際社会科学部	410,000	期間が半年の場合は205,000円
	理学部	610,000	期間が半年の場合は305,000円
	心理学科・教育学科	20,000	期間が半年の場合は10,000円
	物理学科・化学科・生命科学科	60,000	期間が半年の場合は30,000円

別表4 (科目等履修生)

区分	金額 (円)	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年間以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	1科目につき 60,000	半期終了科目は 30,000円